

(4) 浸水被害緊急改善下水道事業の拡充

1. 背景・目的

緊急的な浸水対策が必要な地域において、地域の状況を十分に踏まえた上で、ローカルルールを導入による整備手法の選定を行うなど、より効果的かつ効率的な浸水対策を図る。

2. 概要

平成12年度より5年間以内に「浸水被害対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体にのみ適用した以下の地区要件を、平成17年度より5年間以内に「浸水被害対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体にも適用できることとする。

- ・地下空間利用が高度に発達しており、浸水のおそれのある地区
- ・県庁が所在する市等のターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、かつ過去10年間に3回以上の浸水実績がある地区

3. 事業効果

地域の状況に応じて、大規模な施設を補助対象とする通常の制度に加え、小規模な貯留施設のきめ細かい設置や雨水を集めずオンサイトでの浸透施設の設置等、ローカルルールの導入により、より効果的かつ効率的な浸水対策の推進を図る。

近年頻発する局所的豪雨による水害



H12 東海豪雨



H15 福岡豪雨



H16 都内集中豪雨

浸水被害緊急改善下水道事業の現行制度

地区要件

- (1) 地下空間利用が高度に発達しており、浸水のおそれのある地区
 - (2) 県庁が所在する市等のターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、かつ過去10年間に3回以上の浸水実績がある地区
 - (3) 一定規模以上の床上浸水被害が発生し未解消となっている地区
 - (4) 特定都市河川流域内の下水道排水区域の一部
 - (5) ポンプ運転調整を実施する地区
- において、貯留・排水施設の補助対象を拡大するとともに、雨水浸透施設も補助対象とする。

(1)、(2)については、平成12年度より5年間以内に「浸水被害対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限る。

拡充内容

地区要件(1)(2)を平成17年度より5年間以内に「浸水被害対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体にも適用できることとする。